

### 第3 関係機関との連携

厚生労働省において、平成13年度から平成17年度にかけての5カ年間、診断・評価基準、標準的訓練プログラムの作成により高次脳機能障害者への具体的な支援方策を検討するため、「高次脳機能障害支援モデル事業」（以下「モデル事業」という。）が一部の地域で実施された。平成18年度からは当該事業の全国展開を目指して普及事業が各都道府県において順次実施されている。

これらの事業を開始した背景には、高次脳機能障害者は、日常生活、職業生活に相当の困難があるにもかかわらず、特に身体障害を伴わない場合には、周囲の理解が乏しく、障害者手帳の取得が困難であり、支援サービスの対象外となりがちであったことが挙げられる。このような状況は、職業能力開発の分野においても同様で、障害者手帳の取得が困難な高次脳機能障害者は一般の職業能力開発校に入校することとなり、その結果障害特性に応じた支援が受けられないために十分な訓練効果が得られず、また、身体障害者手帳を取得して障害者職業能力開発校に入校しても身体障害のみに焦点を当てた支援を受けた場合は同様の状況であった。

#### 1 地域における高次脳機能障害者の支援の現状

##### (1) 高次脳機能障害支援モデル事業

モデル事業については、現在の国立障害者リハビリテーションセンター（旧国立身体障害者リハビリテーションセンター）を中心に、全国12の自治体で医療機関12カ所を地方拠点病院に指定し、図3-1のモデルによる支援を目標に取り組み、「高次脳機能障害診断基準」（資料3-1, p.71）、「高次脳機能障害標準的訓練プログラム」、「高次脳機能障害標準的社会的復帰・生活・介護支援プログラム」を報告し終了している。

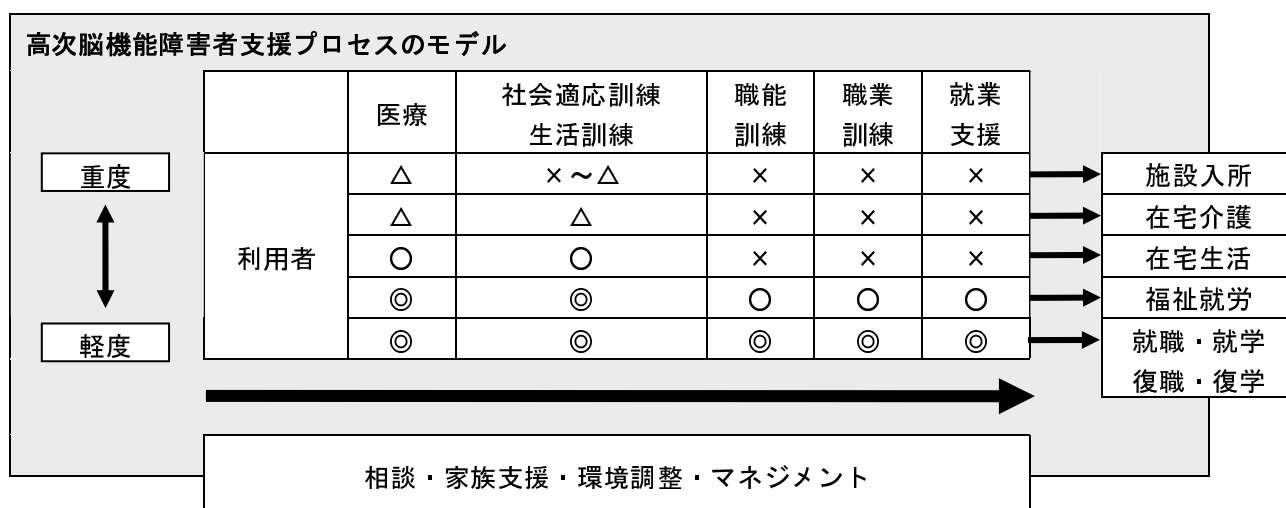
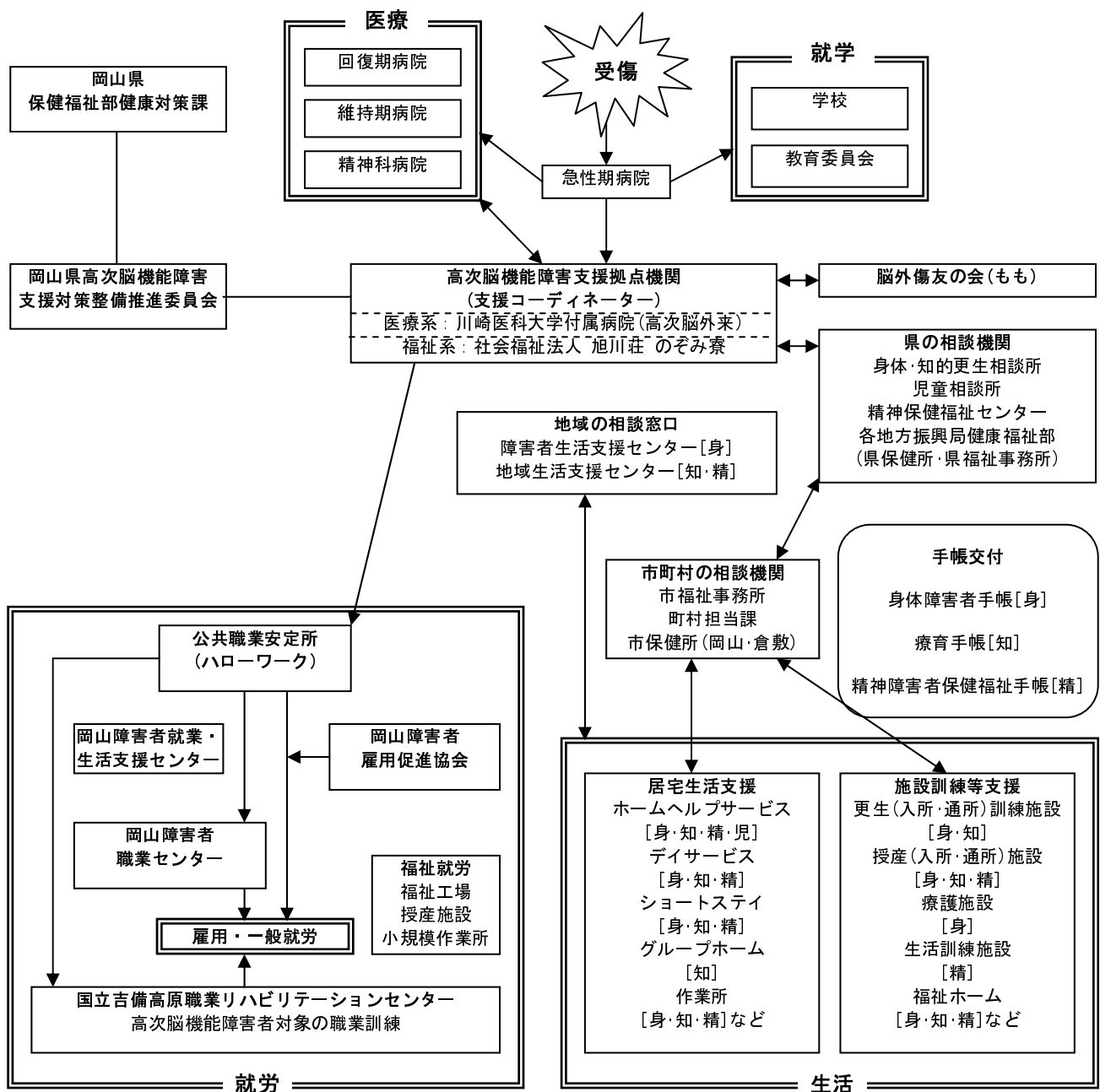


図3-1 高次脳機能障害者支援への連続したサービス提供

##### (2) 高次脳機能障害支援普及事業

モデル事業は、全国展開を目指して、障害者自立支援法第78条に規定される都道府県が実施する地域生活支援事業の一つである普及事業に引き継がれている。



※福祉サービス等の名称は旧体系による

図 3-2 岡山県の高次脳機能障害支援体制

普及事業では、各都道府県に高次脳機能障害支援拠点機関（以下「支援拠点機関」という。）が設置され、そこに支援コーディネーターを配置し、支援ネットワークの充実が図られている。平成 21 年 11 月 1 日現在、42 の都道府県に 57 の支援拠点機関が設置され普及事業が実施されており（資料 3-2, p. 72～）、当センターがある岡山県においては、図 3-2 の体制で支援が行われている。

なお、各都道府県により、支援拠点機関を含む関係機関との支援体制については、様々である（資料 3-3, p. 74～）。

## 2 支援拠点機関と当センター等との連携

岡山県における普及事業では、医療系と福祉系の2つの支援拠点機関を設置し、支援が行われている。

医療系の支援拠点機関では、概ね図3-3の流れで医療的なケアが行われている。

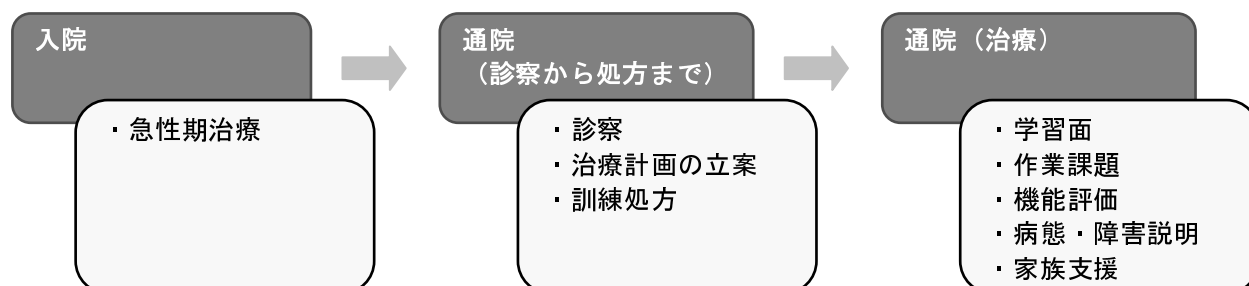


図3-3 医療的なケアの流れ

治療的なケアや図3-4の流れで行われる機能評価の経過の中で把握される医療情報は、職業能力開発施設においては、対象者の易疲労性、感情のコントロールの状況、認知機能の状況を把握し、職業訓練の可能性や対象者に合った支援計画を検討する際に有効な情報となり、専門家の配置がなされていない施設においても、より具体的な支援計画を策定することが可能となる。

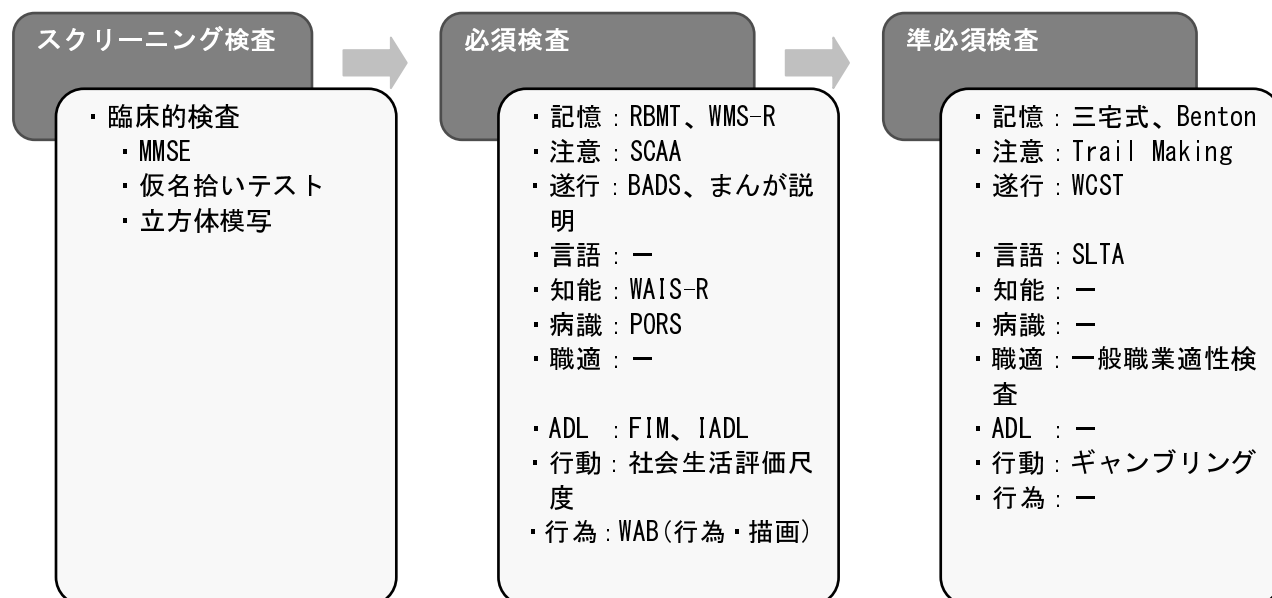


図3-4 機能評価の流れ

福祉系の支援拠点機関では、対象者のニーズがどこにあるのかを把握し、その把握した内容が職業訓練の受講である場合、図3-5のような支援を行う。

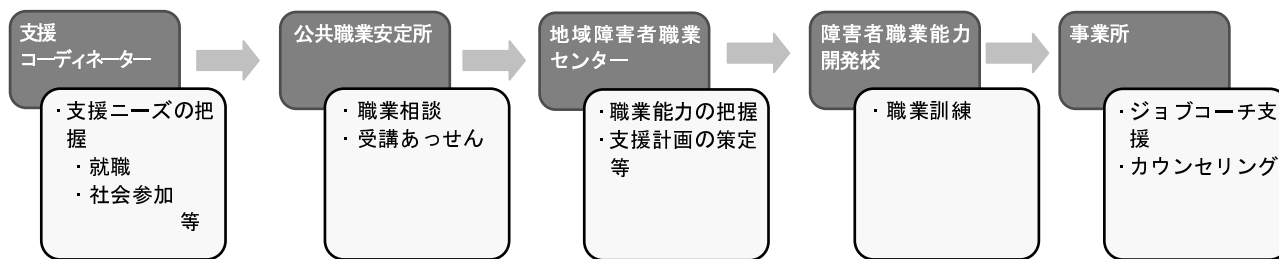


図 3-5 就職に向けた支援の流れ

普及事業が開始される以前は、病院での治療及び医学的リハビリテーションが終了した人のうち、重複して身体障害があるなど、生活面で何らかの支援を必要とする人については関係機関が支援を引き継いでいたが、そうでない人については、地域や家庭の中に埋もれ、職業リハビリテーション（職業訓練）などの就労に向けた支援が受けられない人も多かった。

そこで、当センターでは、支援拠点機関から職業訓練の受講が適当と思われる人について紹介を受け、職業訓練へのスムーズな移行が可能になるよう、図 3-5 の一貫したサービス提供について、試行的に取り組みを行っている。

### 3 今後の効果的な関係機関との連携について

上で述べた普及事業と連携した高次脳機能障害者の支援については、次のような流れで行うと良い。なお、ここでは、普及事業については、医療系と福祉系の二つの支援拠点機関が設置され、地域における就労支援に関するコーディネートについては地域センターが主体的に行っている岡山県のモデルを基本に述べていく。

#### (1) 職業訓練開始に向けた準備

高次脳機能障害者に対する職業訓練の開始にあたっては、普及事業に参画する医療、福祉、教育及び就労等の関係機関を参集し、高次脳機能障害者の地域支援について検討できる連絡会議に参加あるいは設置し、当該訓練実施県の職業訓練に対するニーズを把握するとともに、対象者像、募集方法、具体的な連携方法等について検討し、ネットワークの構築を図る。

なお、普及事業が開始されていない地域においても、高次脳機能障害者の支援に携わる医療機関や福祉機関、就労支援機関の連携により支援を行っており、これに加わることで効果的な職業訓練の実施が可能になるとと思われる。これらの連携に係る情報は地域センターから得ることができる。

これにより、以下の効果が期待できる。

#### イ 職業訓練に対するニーズの把握

高次脳機能障害者の就労に関する相談の状況を把握することができ、当該県における職業訓練に対するニーズを把握することができる。

## ロ 募集方法

ネットワークを構築した関係機関から推薦を受ける形で受入を開始する。これにより、訓練効果が期待できる対象者の確保、対象者の情報収集や入所否となる場合の対応などが円滑に行える。

その後、支援ノウハウが確立してきた段階で他の機関からの受入を開始することで、対象者、関係機関等のニーズに応じた職業訓練を行うことができる。

## ハ 具体的な連携方法

次の（２）から（５）に述べる連携により、職業訓練開始前から職業訓練修了後まで、対象者のニーズに応じた連続した支援を行うことができる。

### （２）職業訓練開始前の連携

障害認識が十分できていない人や感情コントロールに課題のある人については、一般的に支援拠点機関から紹介されてくることが多い。

その際、入校判断については、入校申請の窓口となる公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）と支援拠点機関、地域センターとの連携により行うと良い。

具体的には、ハローワークに対し、職業訓練受講の適否について、①支援拠点機関との連携により対象者の障害の状況について把握し、さらに②地域センターにおける、対象者との相談及び職業評価<sup>9</sup>結果を踏まえた上で、十分な職業相談を行い、それらを考え併せて判断するよう依頼しておくが良い。

また、障害者の職業能力開発に携わる施設においては、これらの状況について職業訓練開始前に対象者と面談を行い、了承を得た上で、支援に必要な情報をハローワーク、支援拠点機関及び地域センターから入手しておくのも良い方法である。

### （３）職業訓練開始直後の連携

適切な職業訓練を行うためには、あらかじめ支援計画を立てておくことが望ましい。

そのため、対象者の障害状況について十分な情報が得られていない場合には、医療系の支援拠点機関との連携により、機能評価等の実施あるいは情報提供を依頼すると良い。

また、必要に応じて地域センターと連携することにより、対象者の職業評価等の結果を踏まえた助言・援助が得られ、効果的な支援計画の策定に役立つ。

### （４）職業訓練実施中の連携

職業訓練を通じて、図 3-6 のように、①障害により現れてくる職業生活上の課題を整理しながら、②どのような就職を目指し、対象者の職業能力を開発していくかという職業的目標を設定し、③個人の能力を高めるだけでは解決できない職業生活上の課題について、どのような環境整備を行うことで課題が解決でき、希望する就職につなげ、安

<sup>9</sup> 職業評価…対象者の職業能力や適性等を評価し、必要なサービスを決定すること

定して働くことができるのかを必要に応じて関係機関も参集したケース会議により検討し、支援計画を見直していく。

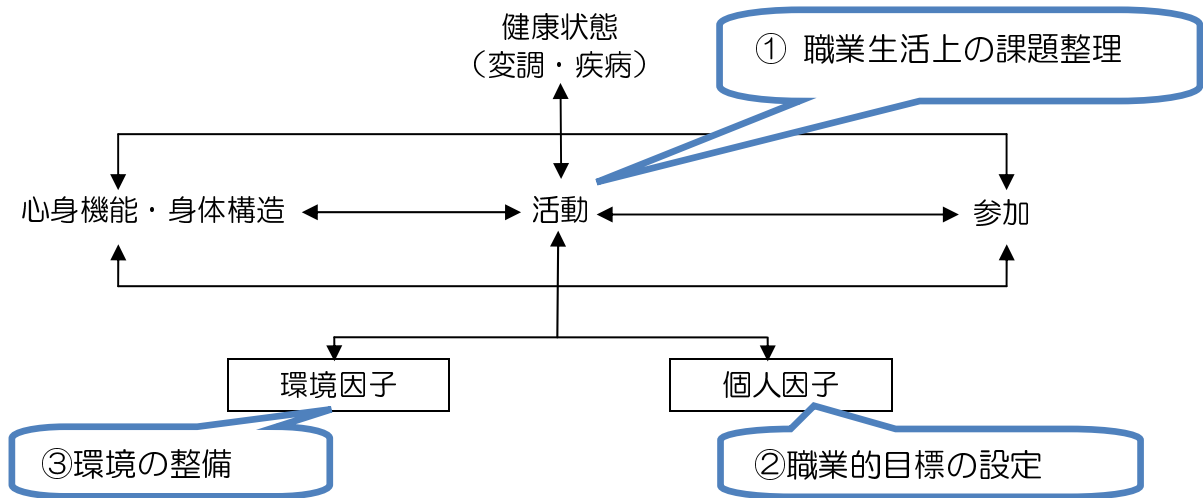


図3-6 ICFの生活機能構造モデルを用いた支援

### イ 職業生活上の課題の整理

職業生活上の課題は活動制限として捉えることができるものが多いことから、次のような項目について、対象者にとってどのような制限があるかを整理していく。

- ・学習と知識の応用
- ・複数年課題の遂行
- ・ストレス等への対処
- ・姿勢の変換や保持
- ・歩行と移動
- ・セルフケア
- ・対人関係 など
- ・単一課題の遂行
- ・日課の遂行
- ・コミュニケーション
- ・物の運搬、移動、操作
- ・交通機関や手段を利用した移動
- ・家庭生活

### ロ 環境の整備

イで整理された内容について、事業所に実施してもらった環境整備、地域センターにおけるジョブコーチ支援等の外部の専門的なサービスを利用した事業所内の環境整備、地域の社会資源（関係機関）との役割分担による環境整備に分類し、必要な支援を考えていく。例えば、次のような環境整備や支援・配慮が考えられる。

#### (イ) 事業所内の環境整備

- ・コミュニケーション機器
- ・職場に固有な機器、機材
- ・職場内の移動や設備へのアクセス
- ・支援専門職の配置
- ・雇用管理や労働についてのサービス
- ・教育、研修機器、教材、マニュアル
- ・職場の出入りに関する支援
- ・支援的な人間関係
- ・障害者雇用に適した企業風土

#### (ロ) 地域の社会資源との役割分担による環境整備

- ・住居についての配慮
- ・交通機関の利用
- ・グループ活動等に関する支援
- ・一般的社会支援
- ・保健医療に関する支援
- ・教育、職業訓練に関する支援

これらの検討を職業能力開発実施施設単独で行うことが難しい場合は、就業面については地域センターに、その他関係機関との連携等が必要なものについては、福祉系の支援拠点機関に相談しながら支援計画を見直していくと良い。

#### ハ 職業的目標の設定

職業訓練の到達目標、希望する職種や働き方を検討するにあたっては、対象者の興味、強み、知識や経験、能力、適性、性別、年齢などを考慮しながら、どのような仕事に就きたいか、どんな努力をして必要な知識・スキルを身につけたいかなどの職業的な目標設定を対象者が自ら行えるよう、職業相談を通じて支援する。

以上のような支援を通じて、職業能力開発実施施設として行えること、企業に環境整備をお願いすること、関係機関との連携により支援することについて整理を行いながら、職業訓練を通じて個人の能力を伸ばし、安定した職業生活に向け、職業訓練を行うと良い。

#### (5) 職業訓練修了前及び修了後の連携

安定した職業生活を送ることができるよう、職業訓練修了前には、次に述べる支援やサービスの利用の可能性を検討し、関係機関とケース会議を開催した上で、職業訓練修了後のフォローアップに係る支援計画を検討する。修了後はその支援計画に基づいて関係機関と連携しながら必要となる支援を提供していく。

修了後、職業生活面について、事業主と対象者双方が本採用での就業に向け相互理解を深めるために、ハローワークの障害者試行雇用事業（トライアル雇用）を活用したり、職場への適応性を高めるために、地域センター等が行うジョブコーチ支援を活用することなどが考えられる。

職業生活面とそれに係る日常生活面双方の支援が必要な場合には、障害者就業・生活支援センター（以下「就・生センター」という。）にその支援を引き継ぎ、訓練の結果を踏まえた事業主への助言・援助や職業生活に伴う日常生活の相談等を依頼することが考えられる。

日常生活面についての支援を必要とする場合には、福祉系の支援拠点機関と相談しながら、地域生活支援事業の地域活動支援センターを利用し、地域とのつながりを持つことなどが考えられる。

継続的な医療的ケアが必要な場合には、主治医や医療系の支援拠点機関と健康管理について相談することが考えられる。

以上のサービスや支援の利用の可能性を踏まえ、ケース会議については、必要に応じて、ハローワーク、地域センター、就・生センター、主治医、医療系及び福祉系の支援拠点機関などを参集し開催すると良い。図3-7に関係機関等との連携の例を示す。

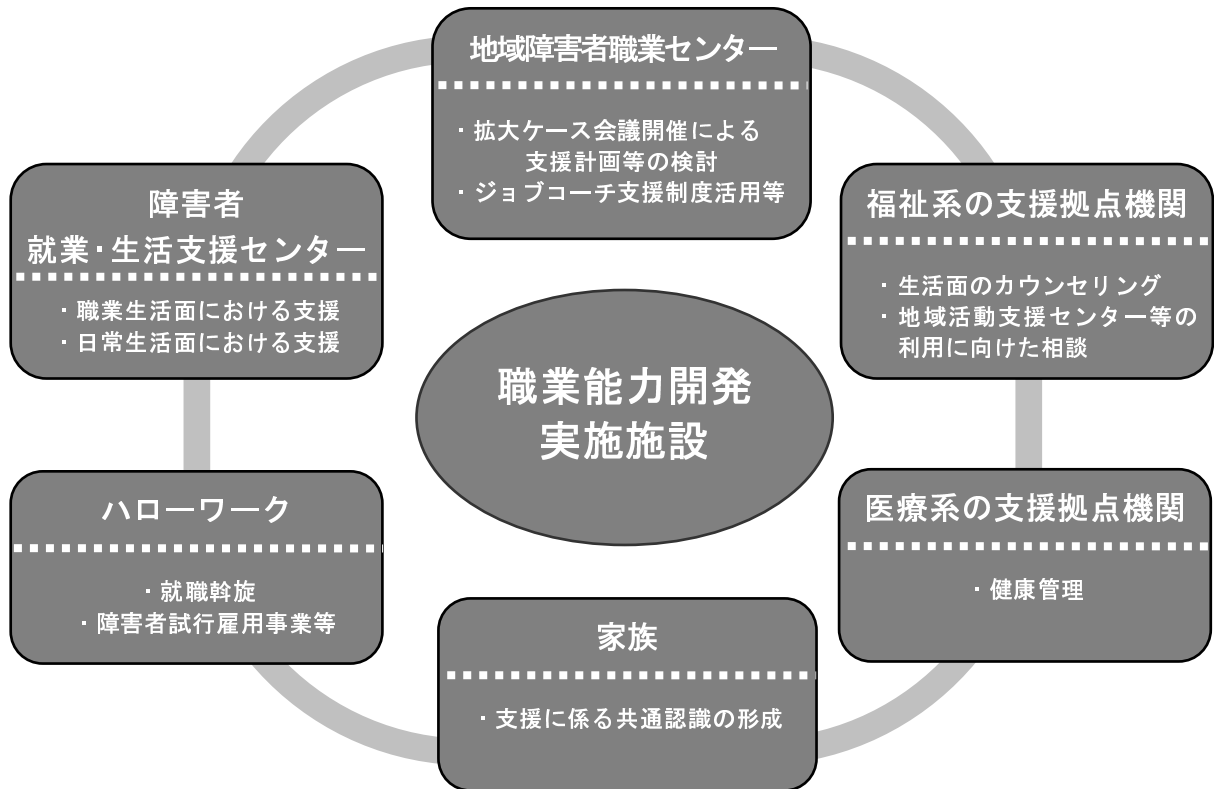


図3-7 関係機関等との連携の例